# 令和3年度 第5回 保倉区地域協議会

# 次 第

日時:令和4年1月25日(火)午後6時00分~

会場:保倉地区公民館 研修室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

# 【協議事項】

・地域の課題(空き家・空き地対策)について

# 【報告事項】

- ・地域協議会会長会議について
- 4 その他
  - ・次回の地域協議会の開催について
    - \_\_\_\_月 日()午後6時~保倉地区公民館\_\_
- 5 閉 会

保倉区地域協議会資料 令和4年1月25日

建築住宅課

# 上越市における空き家等の現状

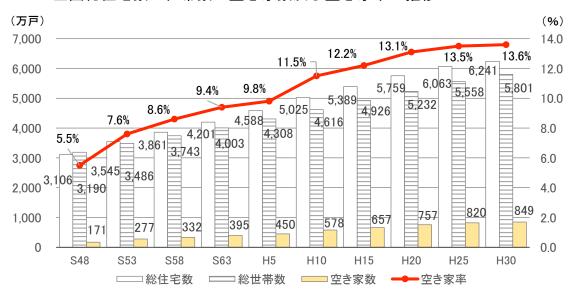
当市が把握する空き家数には、国が5年ごとに実施する「住宅・土地統計調査」と市が毎年、町内会に依頼して実施する独自調査があります。国は、共同住宅の空室を1戸と数えているのに対し、市は空室数に関わらず共同住宅全体を1件とするなど、数え方に違いがあります。

## (1) 国の調査による空き家数

## ① 全国の空き家数・空き家率の推移

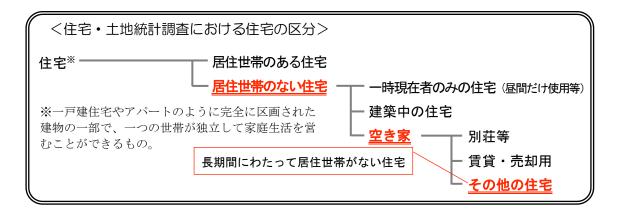
「住宅・土地統計調査」によると、平成30年の全国の空き家は約849万戸、空き家率は13.6%と増加の一途をたどっています。

## ■ 全国総住宅数・世帯数・空き家数及び空き家率の推移



出典:(総務省)総世帯数は「住民基本台帳」、総世帯数以外「住宅・土地統計調査」

【参考】国が実施する「住宅・土地統計調査」は、全国を約50世帯ごとの区域に分け、調査対象区域を無作為に抽出し、調査を行います。抽出区域の結果を基に市域の数値を推計しているため、実際の数値とは異なります。



## ② 全国・新潟県・上越市の比較

平成30年の本県の状況は、空き家数は約15万戸、空き家率は14.7%、「その他の住宅」の空き家率は6.5%となっています。前回の平成25年の調査から約14,000戸の空き家が増加しました。

当市においては、空き家数は約10,830戸、空き家率は13.5%、「その他の住宅」の空き家率は7.1%となり、空き家率は全国及び本県との比較では低い一方、「その他の住宅」の空き家率は高くなっています。

#### ■ 空き家の総数の全国との比較(H30年)

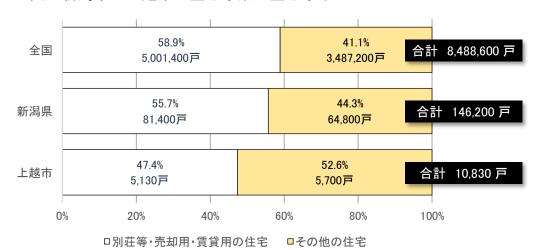
#### ( )内はH25年調査時の数値

(単位:戸)

			全国	新潟県	上越市
総住宅数		字粉	62, 407, 400	994, 500	80, 350
小心	N   III.	工奴	(60, 628, 600)	(972, 300)	(81, 550)
	ケ	三き家数	8, 488, 600	146, 200	10, 830
	エ	· C 外剱	(8, 195, 600)	(132,000)	(9,520)
	ケ	言き家率	13.6%	14.7%	13.5%
	全さ多学		(13.5%)	(13.6%)	(11.7%)
		「その他の住宅」	3, 487, 200	64, 800	5, 700
		の空き家数	(3, 183, 600)	(70, 300)	(3,820)
		「その他の住宅」	5.6%	6.5%	7.1%
		の空き家率	(5.3%)	(7.2%)	(4.7%)

(出典:住宅・土地統計調査)

#### ■ 全国・新潟県・上越市の空き家数・空き家率



(出典: H30 住宅・土地統計調査)

## ③ 上越市の空き家数・空き家率の推移

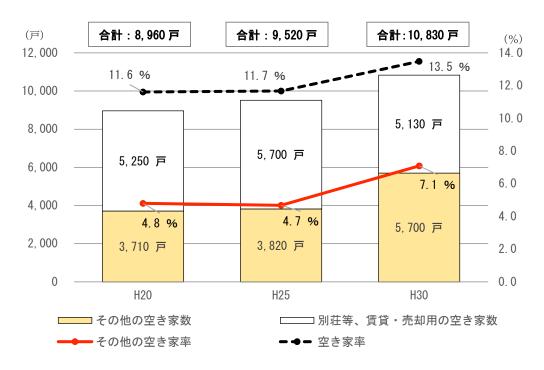
平成30年の当市の空き家数のうち、「その他の住宅」は平成25年と 比較して1,880戸増加しました。空き家の増加数1,310戸を上回る増加となりました。

## ■ 当市の空き家数・空き家率の推移

	空き家数	空き家率	「その他の住宅」 空き家数	「その他の住宅」 空き家率
平成 30 年	10,830 戸	13.5%	5,700 戸	7.1%
平成 25 年	9,520 戸	11.7%	3,820 戸	4.7%
平成 20 年	8,960 戸	11.6%	3,710 戸	4.8%

(出典:住宅・土地統計調査)

#### ■ 当市の空き家数・空き家率の推移



(出典:住宅・土地統計調査)

# (2) 市の認定・判定済の空き家数

市では町内会から寄せられた空き家情報について現地調査の上、上越市空き 家等対策協議会において「特定空き家等」「管理不適切」「経過観察」の区分で 認定・判定しています。令和2年度末の認定・判定状況は次のとおりです。

# ■ 空き家の認定・判定の状況

(令和3年10月末現在)

地区	認定・判定済数			
九四尺。		特定空き家等	管理不適切	経過観察
安塚区	71	12	32	27
浦川原区	190	18	35	137
大島区	91	7	48	36
牧区	14	6	2	6
柿崎区	191	16	36	139
大潟区	226	16	50	160
頸城区	222	10	44	168
吉川区	289	20	105	164
中郷区	97	10	15	72
板倉区	138	12	36	90
清里区	97	2	12	83
三和区	44	10	8	26
名立区	109	6	20	83
区計	1, 779	145	443	1, 191
高田	476	29	82	365
新道	89	6	18	65
金谷	58	7	25	26
春日	117	9	29	79
諏訪	6	0	2	4
津有	27	5	14	8
三郷	4	0	2	2
和田	38	7	6	25
高士	20	4	6	10
直江津	209	23	57	129
有田	37	9	3	25
八千浦	56	5	5	46
保倉	39	8	17	14
北諏訪	12	0	5	7
谷浜·桑取	32	6	12	14
合併前上越市計	1, 220	118	283	819
合計	2, 999	263	726	2, 010

# 上越市の空き家対策に関する取組

上越市都市整備部建築住宅課

# 1 これまでの経過と主な取組

- ・上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定 … H27.7 施行
- ・上越市空き家等対策協議会の設置 … H27.10
- ・上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定の締結 … H28.5
- ・特定空き家等の認定 ··· R3.3 月末現在:267 件
- ・上越市<u>特定空き家等除却費補助金</u>及び<u>空き家等除却費補助金</u>制度の創設 … H28.10
- ・特定空き家等の所有者等へ助言・指導通知 ··· R3.3 月末現在:延1,438 件
- ・空き家の適正管理の依頼 … R3.3 月末現在:延807件
- ・上越市空き家等対策計画の策定 … H28.11
- ・上越市空き家等の適正な管理に関する協定の締結 … H29.2
- ·緊急安全措置(危険周知看板設置等) ··· R3.2 月末現在:14 件
- ・上越市空き家定住促進利活用補助金制度の創設 … H29.4
- ・上越市空き家活用のための家財道具等処分費補助金制度の創設… H29.4
- ・上越市定住促進生家等利活用補助金制度の創設… H30.4
- ・第2期上越市空き家等対策計画の策定 … R3.4

# 2 適正管理に関する支援メニュー

- (1) 空き家等及び特定空き家等除却費補助金
- (2) 適正管理に関する協定締結団体の斡旋

# 3 利活用に関する支援メニュー

- (1) 空き家定住促進利活用補助金
- (2) 定住促進生家等利活用補助金
- (3) 空き家活用のための家財道具等処分費補助金
- (4) 上越市空き家情報バンクの運用

# 空き家をお持ちの方で、取り壊し(除却)をお考えの方へ

上越市では、老朽し危険な空き家による近隣への被害を防止するため、空き家の除却を支援しています。

# ■ 特定空き家等除却費補助

- 〇 対象者 特定空き家等の所有者等で低所得者層世帯
- 対象空き家 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の 空き家等(見込まれるものを含む。)
- 〇 補助内容 除却・処分費用の 1/2 を補助(上限 50 万円)
- ※ 跡地に3親等以内の人が建築物を建設する場合は、対象になりません。



# ■ 空き家等除却費補助

個人が所有する空き家等が対象です。

- 〇 対象者 空き家等の所有者等
- 対象空き家 跡地が地域活性化(ポケットパーク等)に 10年以上供される空き家等
- 〇 補助内容 除却・処分費用の 1/2 を補助(上限50万円)

※補助を受ける場合は、施工業者との契約前に交付を申請する必要があります。

# 空き家の管理にお困りの方へ

空き家を相続した方や遠方にお住いの方など、 ご自身で管理できない方は、ぜひご相談ください。



- 公益社団法人 上越市シルバー人材センター ☎ 025-522-2812
  - ・主なメニュー … 庭木の手入れ、冬囲い、草取り、草刈りなど
- - ・主なメニュー … 草刈り、剪定、ごみ・不用品の分別回収、家屋内清掃など

# ■ 総合的な管理

ONPO法人 新潟ホーム管理サービス 25 025-543-7227

・主なメニュー … 定期巡回、遺品整理、通風・通水、ポスト内の整理など

空き家の所有者の皆さんは、空き家の近隣にお住いの皆さんの 迷惑にならないよう、適正な管理をお願いします。

【問い合わせ先】 上越市 建築住宅課 住宅対策係 新潟県上越市木田1-1-3

Tel: 025-526-5111 (代表) (内線1652・1651) 025-520-5786 (ダイヤルイン)

# 空き家の売却やリフォームなど利活用をお考えの方へ

空き家の有効活用と、市外からの移住・定住などUIJターンを加速させる ため、空き家の登録制度など利活用に向けた支援を行っています。

# **■** 空き家定住促進利活用補助(UIJターン支援)

〇 対象者 市外からの移住者で、当市へ 10 年以上定住する

意思があり、空き家を購入した人

○ 対象空き家 対象者が購入した空き家等

〇 補助内容 改修費(20万円以上)の1/3を補助(上限50万円)

○ 補助加算 ・子育て世帯(妊婦さん含む)、県外からの移住者、市が定める 誘導重点区域内への移住者には、それぞれ 10 万円を加算

・誘導重点区域内の住宅で下水道へのつなぎ込みを行う場合は、 工事費の1/3(上限30万円)を加算

※ Uターン者の場合は、当市から転出し 1年以上 経過した人が対象です。

# ■ 定住促進生家等利活用補助(UIJターン支援)

- 対象者 自分や親の生家等への市外からの移住者や市内転居者で、その 生家等に 10 年以上定住する意思がある人
- 対象空き家 対象者または2親等内の親族が所有する生家等
- 〇 補助内容・補助加算 『空き家定住促進利活用補助金』と同じです。
- ※ Uターン者の場合は、当市から転出し 3年以上 経過した人が対象です。

# ■ 空き家活用のための家財道具等処分費補助

		売買契約前	売買契約後
〇 対象者	売 主	申請可	買主が県外からの転入者である場合に限り申請可
	買主	_	県外からの転入者である場合に限り申請可

- 対象空き家 空き家情報バンクに登録(予定含む。)済みの空き家
- 補助内容 家財道具等の処分費(5万円以上)の1/2を補助(上限10万円)
- ※ Uターン者の場合は、当市から転出し 1年以上 経過した人が対象です。

※補助を受ける場合は、施工業者との契約前に交付を申請する必要があります。

# ■ 上越市空き家情報バンク

上越市のホームページなどに空き家情報を掲載し、「売りたい・貸したい」空き家を「買いたい・借りたい」方に紹介します。

希望する方は、「無料相談会」にご参加ください。不動産取引に詳しい『新潟県宅地建物取引業協会』の会員が相談に応じます。

○ 無料相談会 と き:毎月第2・第4火曜日の午後

ところ:上越市役所建築住宅課(第2火曜日)

上越宅建会館(第4火曜日)

※ 予約制です。事前に建築住宅課までお申込みください。



# どうやって管理したらいいかわからない!







# 空き家についての相談を受け付けています

所有者や相続人として空き家となる前に行うべき取り組みや、空き家となった後の適 口な維持管理、取り壊しなどを考える機会として、誰でも気軽に参加できる空き家の対 日 策セミナーや個別相談会を開催しています。

詳しい日程は、今後の広報上越などでお知らせします。

# 空き家の管理・利活用・取り壊しなどの補助制度を紹介

# 田 空き家の管理を委託したい

空き家の管理は所有者または管理者が行うことが原則ですが、自分で管理することが困難な人は、市 と協定を結ぶ次の3団体へ依頼(有料)してください。

- ○(公社)上越市シルバー人材センター(西城町1、☎025-522-2812)
- (一財) 上越市環境衛生公社(春日新田5、☎025-543-4121)
- NPO法人新潟ホーム管理サービス(春日新田1、☎025-543-7227)

# 空き家を利用。 程用したい

① 空き家情報バンク制度

空き家の有効活用と市内外からの定住を促進し地域の活性化を 図るため、所有者から登録していただいた市内にある空き家情報 を市ホームページで公開しています。

② 空き家活用のための家財道具等処分費補助金

空き家情報バンクに登録された、または登録予定の空き家について、 家財道具などの処分費用の一部を補助します。

③ 空き家定住促進利活用補助金

市外からの移住に伴い購入した空き家のリフォーム費用の一部を補助します。

④ 定住促進生家等利活用補助金

自身や親の生家に、市外から移住、または市内転居する際に、 リフォーム費用の一部 を補助します。

※②~④の補助金の交付を受ける場合は、施工業者との契約前に 交付申請が必要です。



# 田空き家を取り壊したい

① 空き家等除却費補助金

空き家を取り壊した後、跡地をポケットパークなど地域活性化のために利用する場合は、その除却 費用の一部を補助します。

② 特定空き家等除却費補助金

倒壊など著しく危険となるおそれのある特定空き家等(市が認定したもの)を取り壊す人に、その 費用の一部を補助します。なお、対象者には所得要件があります。

※①、②の補助金の交付を受ける場合は、施工業者との契約前に交付申請が必要です。

③ 空き家の発生を抑制するための特例措置

亡くなった所有者が住んでいた家屋や取り壊し後の土地を譲渡した場合には、家屋や土地の譲渡所得から3.000万円を特別控除します。

※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧いただくか、高田税務署(☎025-523-4171) へ問い合わせてください。

# 7 2020・8 広報

# 空き家について考えてみませんか

~空き家問題はだれにでも起こりうる身近な問題です~

■問合せ…建築住宅課(☎025-526-5111、内線1333、1304、1343)

近年、高齢者のひとり暮らし世帯が増加しており、所有者が亡くなった後に、放置される空き家が 周辺の生活環境に支障をきたすなどの問題が全国的に表面化しています。

市では、「上越市空き家等対策計画」を定め、危険な空き家の所有者等へ助言・指導などの「空き家対策」の取り組みを進めています。

# 田 空き家の問題点

空き家の放置を続けると、周囲にさまざまな被害が発生する恐れがあります。万が一、それを原因として人の生命、身体または財産に危害が及んだ場合、所有者が損害賠償責任を負うことがあります。





# 空起家の放置による故事

- ○災 害…老朽化による倒壊、屋根トタンや外壁の飛散
- ○犯 罪…放火による火災、不審者の侵入や治安悪化
- ○衛 生…浄化槽の破損などによる臭い、ごみ等の放置によるねずみ、ハエ等の発生
- ○景 観…立木やつるが建物を覆うほどの繁茂、敷地内にごみ等が山積みのまま放置
- ○その他…雑草・雑木の敷地外への繁茂、動物の鳴き声・ふん尿・繁殖



# 空き家の管理は所有者の責任です

空き家は所有者が適切に管理することが原則です。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの 責任において空き家の適切な管理に努めなければなりません。

- □ 所有者が正しく登記されているか確認しましょう。
- □ 所有者が死亡した際に、多数の相続人が発生すると、家を管理する意識が薄れることがあります。
   確実な相続を進め、所有者を決めておきましょう。
- □ 賃貸・売却などによる利活用や取り壊しなど、今後、どのように管理するのか今から考えておきましょう。

保倉区地域協議会資料 令和4年1月25日 生活環境課

# 空き地の現状と課題

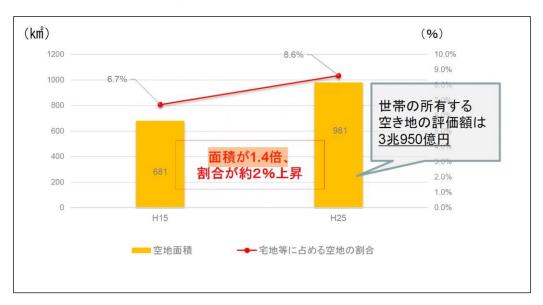
#### 1 空き地の現状等

#### (1) 発生状況

人口減少や相続の増加などを背景に、国の資料では、世帯が所有する空き 地の面積は大幅に増加していると報告されている。

高齢社会を迎える現状において、今後も、空き地の面積は、増加していくことが想定され、所有者の高齢化、所有・利用意欲の減退等を背景に土地が適切に利用・管理されずに放置されていくことが想定されている。

〈世帯が所有する空き地の状況〉



〈世帯の所有する空き地の取得方法〉

取得方法	平成15年時面積	平成25年時面積	増加率
国·都道府県・	25	22(2%)	-12%
市区町村から購入			
会社・都市再生機構・ 公社などの法人から購入	69	48(5%)	-31%
個人から購入	160	172(18%)	8%
相続・贈与で取得	394 (58%)	701(71%)	78%
その他	24	29(3%)	20%
不詳	9	10(1%)	1%
総数	681	981(100%)	44%

※土地取得時期は平成3~15年

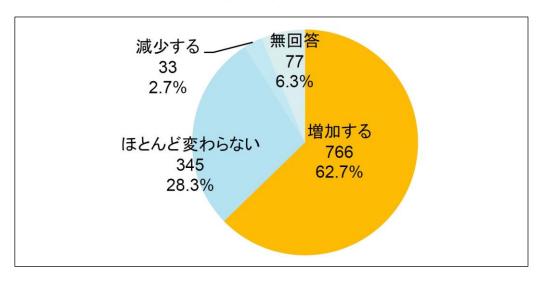
本調査における「空き地」には原野、荒れ地、池沼などを含む

※ 出典:国土交通省資料「シンポジウム空き地問題を考える」から

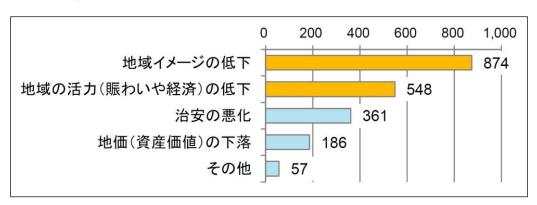
#### (2) 空き地がもたらす影響

空き地が増加することにより、様々な問題が発生し、管理が長期放置された場合、国土の荒廃や、生活環境(ごみの不法投棄、害虫の発生など)に影響を及ぼす恐れがある。

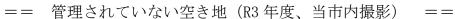
〈管理水準が低下した空き地の面積の変化〉



#### 〈地域への影響〉



※ 出典:国土交通省資料「空き地等の新たな活用に関する検討会」の自治体アンケート結果から

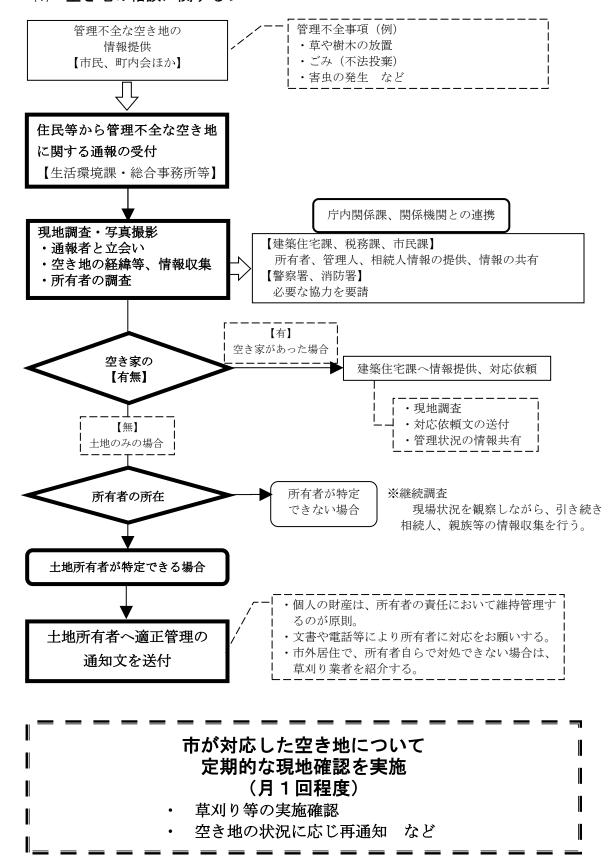




(草が繁茂)

#### 2 市の取組

# (1) 空き地の相談に関するフロー



#### (2) 空き地の相談及び対応結果

		所有者対応結果			
年度	件数	実施済	未実施	所有者	その他
				不明	対応
R元	38	35	1	2	0
R 2	46	37	5	1	3
R 3 🔆	35	23	7	0	5

<sup>※</sup> R3 年度は、R3.12 月末現在

# (3) 不法投棄の状況 (保倉地区)

年度	相談日	投棄物	投棄場所	対応者
R1	Н31. 4. 24	家庭ごみ	空き地 (河川敷付近)	市が回収
R1	R1. 9. 27	冷蔵庫	空き地 (道路敷付近)	市が回収
R2	R2. 9. 16	棚	道路上	市が回収
R2	R2. 11. 24	健康器具ほか	道路上	市が回収
R2	R2. 12. 2	娯楽用品	道路上	市が回収
R2	R3. 1. 26	家庭ごみ	道路敷(雪上)	市が回収 (注意看板を設置)
R2	R3. 1. 27	ペット資材ほか	道路敷 (雪上)	市が回収 (注意看板を設置)
R2	R3. 3. 1	ペット資材ほか	道路敷 (雪上)	市が回収 (注意看板を設置)
R3	R3. 12. 16	タイヤ	空き地 (畑)	土地所有者が対応

# ※ 空き地に関係する法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(清潔の保持等)

第5条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

# 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(地域の清潔保持)

第16条 土地又は建物の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するように努めなければならない。

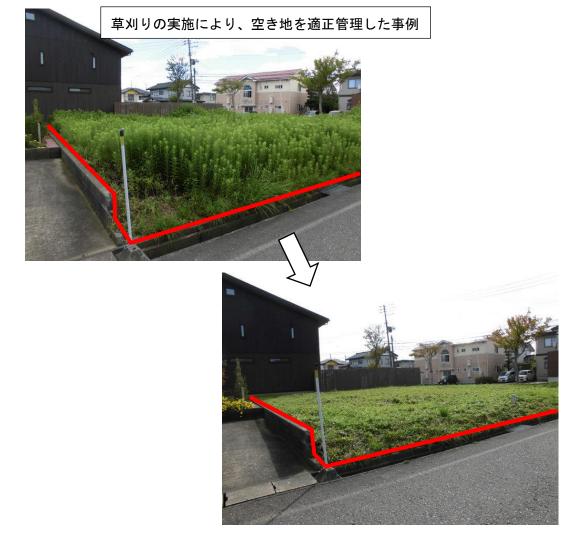
#### 3 今後の方向性

# (1) 管理の原則

・ 関係法令に基づき、空き地の管理については、周辺の生活環境に悪影響 を及ぼすことがないよう、所有者及び管理者が、自らの責任において適 切に管理することが原則となっている。

# (2) 管理の方向性

- 空き地の新たな利活用を行っていくことが、理想的であるが、当市の空き地の管理の実態を鑑みると、必要最小限の管理を行うことが現実的である。
- ・ 適切な管理がなされていない空き地については、火災等の防災上の課題を始め犯罪の温床となる恐れや、立木、雑草等の繁茂による地域の生活環境の悪化を助長することにより、地域の魅力をも失うことにつながることが危惧されるため、市としては引き続き、所有者等に対し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう定期的な除草等を行い、自らの責任において、空き地の適切な管理をお願いする。
- ・ 町内会等において実施するクリーン活動の場合は、当課へ活動報告する ことにより、市は、当該活動で集めた草の回収処分を行っている。



# 地域協議会会長会議 次第

と き 令和 4 年 1 月 6 日 (木) 午後 3 時 30 分から ところ 上越文化会館 大会議室

- 1 開会
- 2 市長より
- 3 報告事項

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた各地域協議会における 今後の取組の検討結果について … 配布資料

- 4 その他
- 5 閉会

# 各地域協議会における今後の取組の検討結果一覧 <「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組>

# 「地域協議会に関する意識調査」結果でみられた主な回答

	ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
主な回答	・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要・課題に気付き、自分たちで解決していかなければならないという思いをらこと協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要・日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要	・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。 ・月1回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。 ・毎回1時間程度の協議時間が設定といるが、議論の内容を深めるゆいるが、も時間切れになる。 ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。 ・登して、全ての議題に対して、会員の責から必ず発言して、全での議題に対してもなかなか発言でよりな会議運営にてもなかなか発言でよりな過失。 ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。	・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。 ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

# 2 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた各地域協議会における取組の検討結果

2	「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた各地域協議会における取組の検討結果						
		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について			
1	高田区	で、必要に応じて地域住民(団体)との意見交換を行う。意見交換を行う際は、女性や若者の参加も見据え、実施方法を検討する。	・全体会は第3月曜日 午後6時30分~、 分科会は第1月曜日 午後6時30分~を基本としつつ、必要に応じて臨時会や移動例会等の開催を検討する。 ・分科会やグループワーク等の手法を通して、委員が発言しやすい会議運営を行う。 ・必要に応じて視察や研修の実施を検討する。	いを継続する。 ・高田区地域協議会の活動内容の周知方法を検討する。 ・高田区地域協議会だよりの掲載内容については、現状で自主的審議事項の審議内容等を掲載しており、現行どおりとする。 【その他の意見】 ・住民から地域協議会の活動に関心を持っため、広報上越で毎月数に地域協議会の活動をPRするよどに地域協議会の活動をPRするような内容を掲載することができればような内容を掲載することができればよいと思う。			
2	新道区	・自主的審議テーマの設定に向けて、町内会長との意見交換会を開催した。 今後は、発言内容を踏まえて審議を進める。 ・次年度以降も同様の意見交換会を開催し、検討や取組の状況について認識を共有しながら審議を進めていく。 ※1月開催の地域協議会で協議予定	【開催日】 ・なるべく多くの委員が出席できるよう、毎回の会議などで出欠を確認し、決定する(現行どおり)。 【審議の進め方】 ・審議を効果的に進めるため、必要に応じてグループワークを実施し、委員が発言しやすいかたちを作っている。 ・今後も同様に進める。 ※1月開催の地域協議会で協議予定	【地域協議会だより】 ・年4回程度発行 ・町内会長の負担を考慮し「班回覧」 にて実施する(現行どおり)。 ※1月開催の地域協議会で協議予定			
3	金谷区	【自主的審議事項】 ・検討チームが協議を進めて行く中で、必要に応じて地域住民(団体)との意見交換を随時実施していく。 【自主的審議事項以外】 ・地域からの要望や新たな課題が出た場合、必要に応じて実施する。 【出張協議会】 ・コロナウィルス感染症が落ち着くと思われる4月以降に、向橋町内会館を会場に実施する。	【開催日、開催時間、回数について】 ・現行(毎月第4水曜日午後6時から) どおりとする。 【視察や研修の積極的な実施につい て】 ・自主的審議を進めるうえで、必要な 視察・研修を適宜実施する。 ・金谷区を知るため、金谷地域歴史を 守る会が作成したマップをもとに、現 地視察を行う。 【会議の進行・発言の機会】 ・現行の進め方でよい。	【発行回数、掲載内容】 年4回発行、金谷区全戸配布(現行どおりとする)			
4	春日区	・地域の実情をとらえた審議を行うとともに、対応策の実現につなげていくため、町内会長等との意見交換会などを開催する。	【開催日】 ・なるくの委員が出席できるよう、毎回の会議などで出欠を確認している。通常は大きで記事者は、決定するの会議などのり。通常はといるのでは、一時間にはいるのでは、一時間には、一時には、一時間には、一時間には	【地域協議会だより】 ・年4回程度発行 ・地域活動支援事業の募集・審査や自主的審議の状況など、地域協議会の活動について適宜周知していく。			

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
5	諏訪区	・自主的審議テーマの設定に向けて、 町内会長との意見交換会を開催し、地域の意見を踏まえて審議を行っている。 ・今後も、地域の団体と意見交換を行い、関係者と意思疎通を図りながら審議を進めていく。	【開催日】 ・なるべく多くの委員が出席できるよう、毎回の会議などで出欠を確認し、決定する(現行どおり)。仕事を持つ委員が会議に参加しやすくなるよう、会議の開始時刻を午後7時からとする(現行どおり)。 【審議の進め方】 ・各委員が発言しやすい体制をつくり、議論の活発化を図るため、自主的審議に関する審議グループを設置した。	【地域協議会だより】 ・年4回程度発行 ・地域活動支援事業の募集や事前説明 会の開催周知など、関係者が限られる ものは、町内会長の負担も考慮し「班 回覧」に、配分額の使いかたを示す採 択事業の一覧や、地域の課題に関する 自主的審議の状況など、全住民に知っ ていただきたいものは「全戸配布」と する(現行どおり)。
6	津有区	・既に町内会長との意見交換会を開催し、自主的審議テーマの設定に生かすことができている。 ・今後も必要に応じて地域の各団体との意見交換を行い、課題の情報共有を積極的に実施する。	【開催日時】 ・現状との月曜日 午後6時 30分 【開催とおり、月末の月曜日 午後6時 10分 【開催とおり、概ね月1回 【視察・修りとして講師を呼んだとができる。 「でできる。 「でできる。 「でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・地域協議会だよりについて、協議会の存在や活動内容を多くの住民に周知するために、内容を工夫する。・特に、絵や写真を多く掲載し、住民に見てもらえる紙面づくりを心掛ける。(11月発行分から実施済み)
7	三郷区	【自主的審議事項】 ・現在、取り組んでいる自主的審議事項の協議を各班で進めて行くとの意とのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	時間的にも許す時間帯がある。その場合は別日に会議を開催するなどの対応を考える。 【会議の進行・発言の機会】・必要に応じて会長が個々に指名し、意見を引き出して行く。 【その他(会議等に運営に関する改善点)】・現在、取り組んでいる自主的審議事	【発行回数】 年4回発行、金谷区全戸配布(現行どおりとする) 【掲載内容】 ・地域の課題をするのでは、「ないらのでは、ないのでは、は、ででででででででででででででででででででででででででででででででで
8	和田区	・自主的審議の協議等により、必要に 応じて地域住民(団体) との意見交換 を行う。	・開催日を原則第3水曜日(午後6時30分~)とする。 ・グループワークの実施等、委員が意見を出しやすい会議運営に努める。 ・自主的審議事項の協議等により、必要に応じて視察や研修を行う。	・地域協議会だよりの発行回数は年4回 (全戸配布)の現行どおりとする。 ・地域協議会だよりにおいて、委員以 外の人からの意見の掲載を検討する。
9	高士区	・既に町内会長や地域団体等との意見 交換会を開催し、自主的審議に生かす ことができている。 ・今後も必要に応じて意見交換を行 い、課題の情報共有を積極的に実施す る。	【開催というでは、 ・現本を ・現本でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・地域協議会だよりの作成に当たっては、より多くの地域住民に関心を持ってもらえるようにするため、委員の声やイラスト・写真、自主的審議の進捗状況などを工夫して掲載する。

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
10	直江津区	・意見交換会(町内会長、団体等)を 例年化し、地域課題の把握・解消に努 める。 ・意見交換会で課題として挙がった テーマについて、じっくりと議論し、 解決策を検討する。	・開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう改めて開催日の設定等を確認した(毎月第3火曜日・18時30分~)。 ・学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察を実施する。 ・発言等…議題・資料を早めに配布し、欠席者が事務局に意見等を伝えられるようにする。テーマ・内容にもよるが、グループワークを積極的に活用する。	・地域協議会だよりに地域活動支援事業事例集などを参考にして写真を取り入れるなど読みやすい紙面づくりを心掛ける。また、委員の意見・視点等を反映できるような体制を検討した。→記事やレイアウトについて意見を出してもらう編集委員を3名選任した。
11	有田区	・意見交換会(例:町内会長や活動団体)を定例的に開催し、地域の課題や団体が困っていることなどを聞き取る。	・開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。・学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察(現地視察)を実施する。・発言等…会議に意見をまとめて来れるように開催案内などで協議内容を事前周知する。	・地域協議会だよりに写真を多く取り 入れるなど読みやすい紙面づくりを心 掛ける。
12		・意見交換会(例:町内会長や活動団体)を定例的に開催する(年1回程度)。 ・自主的審議事項の協議の際に話題となる海岸のごみ問題について、他区の海岸美化活動を行っている団体と情報共有や意見交換を行う。	・開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。・学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察(現地視察)を実施する。地域課題の把握には、地域内を歩いて回り、現状を理解することも有効である。・発言等…テーマ・内容にもよるが、全員の意見を確認する。・自主地域課題についても年1回程度意見交換を行う。	・地域協議会だよりを八千浦交流館はまぐみ(スポーツハウスはまぐみに掲示する。その他の施設への掲示も検討・依頼する(駅や郵便局など)。また、八千浦地区明るい町づくり協議会のホームページに掲載する。・若年層が集う会に出向き、地域協議会のPRを行う。・フェイスブックなどSNSを活用し、広報する。
13	保倉区	・町内会長や活動団体と意見や情報を 共有するため、全体会議や役員同士の 会議などを定例的に開催する。	・開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。・学習会等…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察(現地視察)を実施する。・発言等…テーマ・内容にもよるが、全員の意見を確認する。	・地域協議会だよりを公民館に掲示する。その他の施設への掲示も検討・依頼する(郵便局など)。
14	北諏訪区	・町内会長連絡協議会、北諏訪まちづくり振興会と意見交換会を定例的に開催する。	・開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について協議又は連絡する。・学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察(現地視察)を実施する。・発言等…会議に意見をまとめて来れるように開催案内などで協議内容を事前周知する。	・地域協議会だよりに写真を多く取り 入れるなど読みやすい紙面づくりを心 掛ける。
15	谷浜・ 桑取区	・意見交換会(例:町内会長や活動団体)を定例的に開催する(年1回程度)。 ・実施方法は、コロナ禍も考慮しながら、地域を分けての開催のほか、全員が出席するような意見交換会は開催せずに、テーマを決めてそれぞれの会で話し合うことも想定する。	・開催日…なるべく多くの委員が出席できるよう会議の中で、次回開催日について連絡する。 ・発言等…会議に意見をまとめて来れるように開催案内などで協議内容を事前周知する。 ・学習会…コロナ禍も鑑みながら、区内も含め年1回は視察(現地視察)を実施する。	・地域協議会の取組について住民に周知するため、地域協議会だよりにおいて地域協議会で協議している内容についての記事を増やす。 ・地域の活動事例を載せるなど、会議の中で地域協議会だよりの掲載内容を検討する。
16		・地域課題の把握・解消に向けて、住 民組織、福祉・スポーツ団体、町内 会、地域住民等との話合いの一層の活 性化を図る。	・原則として、会議の開催日は毎月第4 火曜日に設定しており、会議の際に改 めて委員の都合を確認し、開催日時を 決定してる。 ・会議の進め方については、今後もで ・会議の進め方については、今後もで ループワークの実施や必要に応じるに 長が各委員に発言を求めるなど、多配 長が各委員に発言を設けるよう配慮 する。 ・自主的審議事項等の議論がより一層 深まるよう、議論に必要な情報を得る ための視察研修を実施している。	・地域協議会の活動に対して、より多 くの住民から関心を持ってもらうた め、地域協議会だよりに委員の声や自 主的審議事項の取組状況等を掲載し、 全戸配布している。

			ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
1	17	浦川原区	主に町内会を対象としている出張地域協議会を継続しつつ、新たに、若者や子育て世代など年代層別に意見交換会を開催し、課題を把握する。なお、必要に応じて分野別に委員を班分けするなど、小グループによる実施を検討する。	・会議の開催日時の設定や議論が深にるまり、はませいではます。というではますのではませい。 学校にはなり、の現ではないののののではない。 では、では、ないののののでは、では、ないののののでは、では、ないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないのののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののでは、ないののでは、ないのではないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	地域協議会の活動への理解を深めて もらえるように、地域協議会だよりに 自主的審議の協議過程も掲載する。 また、防災行政無線による周知について、単なる開催のお知らせではなく、具体的な会議内容をアナウンスに 盛り込む。
1	18	大島区	・現在行っている出張地域協議会を今後も開催し、地域協議会終了後地域住民と意見交換を行う。 ・住民組織や他区の地域協議会等との意見交換を行う。	・委員が会議に参加しやすくなるような開催日時や回数を柔軟に設定する。 ・各議題についての勉強会や話し合いの場を適宜設ける。	・引き続き地域協議会だよりを年3回 発行する。 ・地域協議会だよりにおいて、地域協 議会の概要を掲載し、住民にお知らせ する。
1	19	牧区	・自主的審議を進めるにあたり、区内 の子育て世代やNPO法人牧振興会と意見 交換会を実施し、地域の課題解決に向 けて協議を進めている。	年間スケジュールを示し、委員が年間 を通して予定しやすくなるよう配慮し ている。 【開催時間】	・委員が、任期中に必ず1度は地域協議会だよりの編集に関わるように、委員を4班の編集委員会に分け、年3回発行し全戸配布している。地域協議会への関心をもってもらうため、視察研修や自主的審議事項等の活動報告を編集担当委員が作成しており、委員の意見や思いなどもたよりに掲載している。
2	20		・団体との懇談会を開催し、自主的審議のテーマを決定した。 ・自主的審議と関わりのある地域団体等との意見交換の実施を通じて地域の意見を積極的に収集し、議論にいかしている。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、隣接地区との意見交換を実施している。	・会議の日程は原則、毎月第3火曜日に設定しており、予定が立てやすくなるよう配慮している。 ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察研修を行っている。 ・議長が広く委員の意見を求めるよう配慮している。 ・頭北地区地域協議会委員合同研修をを開催し、地域課題に対する研修を行っている。	・地域協議会だよりについて、地域住民が読んだときに取組に関心を持ってもらえるように、委員目線・地域目線で載せるトピックや文面を工夫している。 ・例年、まちづくりフォーラムにおいて、地域協議会の活動報告を行っている。
2	21		・地域協議会、まちづくり大潟区連絡会議会、まちづくり大潟区連絡開催した。年数回会議を開催したが担けてはいる。年数について協議している。の間には関連を表して協議を関係を受ける。のは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で		・地域協議会をは地域に関わるよりの編集に関わるよりの編集に関わるよりの編集に関わるとは、の編集を4班の地域だより編集を作成、では、全戸配布に対する。といては、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部で

		ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
22	頸城区	・市民活動団体、サークル団体、町内会長会議との意見交換会を通じて地域の意見や問題点を聞き取る。 ・3小学校、1中学校の児童会、生徒会、PTAとの意見交換会の場を設け、子どもたちの声や意見を把握し、議論にいかしていく。 ※1月開催の第9回地域協議会で再度検討予定	【会議の開催日時】 ・勤めている委員が参加しやすいように午後6時から午後6時30分に変更した経緯があり、開催時間は現状のままでよい。・開催日は、商売をしていると月末だと締日や支払日があるので月の中旬に変更し、開催日を予め決めておき予定を立てやすくする。 ※1月開催の第9回地域協議会で再度検討予定	・地域協議会だよりについて現2回の発行から複数回の発行にする。 ・地域住民に関心を持ってもらうために頸城区民が困っている課題や取組を掲載するなど紙面づくりに工夫が必要。 ・地域協議会委員が何をして、どのような問題や解決にあたろうとしているのか、小中学生向けの情報紙を作ることも検討していく。 ※1月開催の第9回地域協議会で再度検討予定
23	吉川区	・既に地区別意見交換会や分科会による関係者との意見交換を開催しており、今後も必要に応じて地域協議会で協議をしながら実施する。 ・頸北地区地域協議会委員合同研修会を開催し、隣接地区との意見交換を実施している。	・会議の日程は毎月第3木曜日に設定しており、予定が立てなる。予定をする。のでは、分科会の設置・審議的な強強会の開催など議論がでは、会議している。のは、毎回議題にいる。のは、毎回議題にいる。のは、毎回議題に対して事が終めがが、毎回議題に対して実施ががいまる。のは、毎回議題に対して実施がが、はないでは、ものでは、地域ははいでは、地域はは、地域はは、地域は関係をを開催し、地域課題に対するのでは、地域課題に対するのである。	・地域協議会だより編集委員を選任 し、審議事項や自主的審議事項などの 活動について、市民や委員の意見など を地域協議会だよりに掲載し全戸配布 している。 ・地域協議会だよりを見易くするた め、文字の大きさや写真、イラストを 活用するなど紙面づくりに意を用いて いる。
24	中郷区	自主的審議事項を検討するにあたり協議が必要と思われる団体や地域住民との意見交換を行うなどして、地域協議会の考えていることと地域住民が望んでいることに差異がないように進めている。		地域協議会だよりは年3回、9月、12 月、3月と発行している。内容については自主的審議事項の進捗状況や協議内容について連載しているほか、委員の研修状況や意見交換会の状況なども載せ、地域協議会での活動がわかるように発信している。(全戸配布)
25		区内の各種団体と意見交換を実施し、 地域の課題を把握することで新たな自 主的審議のテーマを検討している。	【開催日】 ・開催日については会長、副会長と事前に打合せし、地域協議会の際に他の委員に確認し決定して、地域協議会の際に他の委員に確認し、一令和3年度は頸城区へ視察研修に出し、地域活動支援事業のがでは、当事業のでは、当事業のでは、当事業のでは、当事業会のでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業のでは、当事業のでは、当事業のでは、当事業ののでは、当事業のでは、当事業のでは、当事業ののでは、当事業ののでは、当事業のでは、まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	【地域協議会だより】 ・令和3年度は4回、編集委員会を開催し原稿を作成。全戸配布するとともに市HPに掲載。 ・毎号担当者を決めて、委員の声「ひとこと」を掲載 ・今後も地域協議会だよりに委員のする。 ・自主的審議の進捗状況等を掲載する。 ・また、毎月発行する総合事務所だよりにも、必要があれば地域協議会についての記事を掲載する。
26	清里区	【意見交換会】 ・区内にどのような課題があるのかを 把握するためには、町内会長連絡協議 会や民生委員・児童委員会等との意見 交換や情報共有が必要である。 ・コロナ禍での実施は難しいが、状況 を見ながら実施したい。	【会議開催日】 ・急な案件がなければ毎月最終木曜日の午後3時とし、会議の中で次回の開催日程を決めている。 ・委員に意見求めたが、変更を希望する声はなかった。 【発言が機会】 ・発言が特定の人に偏らないよう、必要に応じて1人1人指名し、全委員に発言の機会を与えている。 【勉強会】 ・自主的審議のテーマ選定にあたり、勉強会を開催し検討を進めている。	【地域協議会だより】 ・これまでどおり年4回の発行、全戸配布を継続する。 ・正副会長、編集委員(2名)で編集会議を実施し、掲載内容を検討する。

			ア 意見交換について	イ 会議運営について	ウ 情報発信について
22	27		・地域課題の解消に向け、引き続き地域の各団体(振興会、町内会長協議会、青少年育成会議)等との意見交換を行い、三和区における課題の情報共有と対策を検討する。	・各議題に対し、委員一人一人が自覚を持って事前準備を行い、自発的に発言することで議論を深める。 ・現在、会議は委員が参加しやすい時間帯(午後6時30分~)としているが、審議に時間を要すると見込まれる場合は、開会時間を早めるなど柔軟に対応する。 ・会議の進め方については、今後もはる。 ・会議の進め方については、今後長が各委員はの光言を求めるなど、多くの委員に対策にの機会を設けるように配慮する。	・地域協議会だよりの作成に当たっては、より多くの地域住民に関心を持ってもらえるようにするため、他区の地域協議会だよりを参考にしながら、委員の声(想い、意見、感想)やイラスト・写真などを工夫して掲載する。
22	28	名立区	・必要に応じて、区内のまちづくり団体や、他地域協議会との意見交換会、自主的審議事項に関係する団体との協議を行っている。 ・今後も現在の取組を継続する。	催し、より発言しやすい環境で議論を 深めている。 ・自主的審議事項の議論を進めるにあ たり、関係団体との意見交換や、住民 へのアンケートの実施、類似の施設を	・地域協議会だよりに自主的審議事項 の進捗状況の報告や、地域協議会委員 が体験したこと、感じたことを掲載す るトピックスを設けるなど、関心を 持ってもらえるような記事内容を心掛 けている。 ・今後も現在の取組を継続するととも に、編集会議において、より関心を 持ってもらえる記事内容の検討を行っ ていく。

令和4年1月13日 各地域協議会への配付・説明資料 自治・地域振興課

令和3年度 地域協議会会長会議(1月6日開催)における市からの説明事項の概要等 地域協議会に期待することや、地域活動支援事業(令和4年度)等について

#### (1) 市の現状認識

- ・当市はこの間の市町村合併により、広大な面積を有し、様々な地勢や土地の利活用に富み、 住民の皆さんが育んできた歴史や文化なども様々です。
- ・一方で、人口減少や少子高齢化などが進み、地域の活力を維持していくことが難しくなってきており、地域の活性化につながる更に効果的な手立てが必要と考えています。

#### (2) 目指す地域分権

- ・私の目指す「地域分権」とは、地域の活力向上を主眼に置くものと考えています。
- ・地域の活力を向上するためには、<u>多様な地域の資源を活用しながら、地域が自らの考えの</u> もとに、積極的に、地域の実情にあった取組を進めていくことが必要です。
- ・この取組を有効に進めるためには、地域の方々や地域協議会、市職員が力をあわせて地域 のことを考え、実行に移す仕組みが求められます。
- ・人口が減少していく中、世の中が変わってきており、地域も職員も「自分が実行して物事 を決めていく」基本に立ち返らないと物事は良い方向に進んでいかない状況にあること から、実効性のある取組を生み出し、地域の活性化につなげたいと考えています。
- ・実行に移す仕組みの一つとして、「地域独自の予算」を考えています。令和5年度当初予 算の編成から段階的に取り組んでいき、地域で提案のあった事業ごとに市議会で予算案 を審議いただける方法を考えていきます。
- ・これらの仕組みについては、令和4年度にかけて検討していきます。

#### (3) 地域協議会への期待

- ・当市の地域協議会の重要な役割として、区内の課題を対象に、地域の団体との連携・協力 関係を築く中で解決策を導き出すため、また、地域の意見を市政に反映するため、「自主 的に審議を行うこと」があります。
- ・積極的に地域の方々と意見を交わす中で、「取り組むべき地域の課題を選び出し、どう解 決していくか」といった令和 5 年度予算案への反映を視野に入れた取組をお願いいたし ます。
- ・現状では、既存の制度として「地域を元気にするために必要な提案事業」があります。<u>市</u>の担当課や総合事務所、まちづくりセンターでは、早い段階で議論に加わり、実現可能な 取組となるよう進めていきます。地域協議会におかれては、令和4年度ではこの事業の活 用を念頭に置き、自主的審議を進めていくことを期待しております。

#### (4) 地域活動支援事業

- ・地域活動支援事業は、民間の活動に対する補助であり、受け身の性格が強いことから、これからの地域の活性化を考えた場合、十分な手法とは言えないと考えています。
- ・地域活動支援事業については、令和 5 年度からの「地域独自の予算」までの経過措置と して、地域の活動への配慮の観点から令和 4 年度に限ってこれまで同様の支援を行いた いと考えています。
- ・地域協議会におかれては、従来以上に自主的審議に集中し、議論を深めていただきたいことから、その一環として、経過措置として行う令和4年度の採択基準の検討や審査に係る一連の作業は、総合事務所やまちづくりセンターが令和3年度のものを引き続き活用しながら行うこととし、地域協議会には審査等をお願いしないことを考えておりました。

#### 市の今後の対応について

地域活動支援事業の審査を含む取扱い等について、地域協議会会長会議での会長からの質問、意見を踏まえ、検討を急ぎ進めています。その結果は、あらためてお知らせいたします。

#### 地域活動支援事業(令和4年度)の実施に関する考え方について(案)

#### 1 実施主体について

1月6日の会長会議で市長から、「地域協議会からは従来以上に自主的審議に集中し、議論を深めていただきたい。ことから、経過措置として行う令和4年度の地域活動支援事業における審査及び採択は、市が令和3年度の各区の基準等を活用しながら行う」との説明を行いました。その後の質疑の中で複数の会長から、「令和4年度も地域協議会に審査等を任せてほしい」といったご意見がありました。

そのご意見を踏まえて、改めて「市の今後の対応」を検討した結果、<u>市による審査を基本としながらも、「地域協議会が令和 5 年度予算案への反映を視野に入れた自主的審議を行うことを前提に、地域協議会として地域活動支援事業の審査、採択を行う意向のある場合は、令和 3 年度同様に地域協議会へ審査等を依頼する」ことを考えています。</u>

なお、本取扱い案の概要は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、市議会での議論により内容は変更となる場合があります。

#### 2 個別事項について

- Q1 地域活動支援事業は、令和4年度をもって終了するのか。
- A1 地域活動支援事業は、**令和5年度からは実施しない方針です**。
- Q2 経過措置として行う考え方はどういったものか。
- A 2 今回の経過措置については、<u>これまで活動されていた地域の団体の皆さんにとって、急となる事業の終了は活動方法の工夫や財源の工面といった点で対応することが難しいのではないかと考え、</u>令和 4 年度に限って支援を継続するものです。
- Q3 これまでの審査基準は 28 区でそれぞれ地域事情を踏まえたものとなっていたが、市が審 査等を行う区については、審査基準を統一するのか。
- A3 審査基準を統一する考えはありません。

Q2のとおり、令和4年度は経過措置として考えており、それぞれの区では、これまで地域ごとの考え方をまとめて基準等を作り、審査してきた経過があります。令和3年度の審査基準等を踏まえて審査することを考えています。

- Q4 市が審査等を行う場合、地域協議会が採択方針や審査結果について意見を述べることはできるのか。また、これまで地域協議会が担ってきた作業の全部ではないが、一部について、引き続き地域協議会が担うことはできるのか。
- A 4 採択方針や審査結果について、地域協議会に報告する機会を設けたいと考えています。 また、自主的審議の妨げとならない範囲で、審査基準の見直しや審査の実施などの一部に あっても地域協議会が関わることができるよう考えています。
- Q5 配分額に満たなかった場合の対応として、追加募集の取扱いは全区で統一するのか。
- A 5 <u>これまで活動されてきた地域の団体の皆さんへの配慮を前提</u>としており、経過措置の趣旨からも、募集は1回と考えています。
- Q6 令和4年度の経過措置の予算額は、これまでどおり1.8億円か。
- A6 令和4年度の予算案は決定していませんが、1.8億円程度を予定しています。